

○浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則

平成19年 3月30日

規則第44号

改正 平成20年 3月31日規則第28号

(題名改称)

平成21年 3月31日規則第22号

(題名改称)

平成22年 3月31日規則第25号

平成22年 6月28日規則第42号

平成24年 1月20日規則第 1号

平成24年 3月30日規則第26号

平成25年 3月29日規則第36号

平成25年 3月29日規則第39号

平成26年 5月28日規則第34号

(目的)

第1条 この規則は、障がい者又は障がい児の日中における活動の場を確保することにより、障がい者又は障がい児の家族の就労を支援し、及び障がい者又は障がい児を日常的に介護している家族の一時的な休息を促し、もって障がい者又は障がい児の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平20規則28・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する障害者をいう。
- (2) 障がい児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。
- (3) 保護者 法第4条第3項に規定する保護者をいう。
- (4) 日中一時支援 法第77条第3項に規定する、障がい者又は障がい児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むため

に必要な事業の一環として提供されるサービスであって、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がい者又は障がい児に、活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行うものをいう。ただし、送迎サービスを除く。

- (5) 送迎サービス 日中一時支援の提供に併せて、日中一時支援の提供を行う事業所までの送迎を行うサービスをいう。

(平20規則28・平24規則26・平25規則39・一部改正)

(対象者)

第3条 日中一時支援を利用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている障がい者又は障がい児
- (2) 法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者であって、同項に規定する特定施設への入所前に本市に居住していたもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(平20規則28・平24規則26・一部改正)

(申請)

第4条 日中一時支援を利用しようとする障がい者又は障がい児の保護者は、各年度ごとに浦安市障がい者等日中一時支援利用申請書(別記第1号様式)により市長に申請しなければならない。

(平20規則28・一部改正)

(決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その結果を浦安市障がい者等日中一時支援利用決定・却下通知書(別記第2号様式)により、申請者に通知するものとする。この場合において、利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)に対しては、浦安市障がい者等日中一時支援利用者証(別記第3号様式。以下「利用者証」という。)を併せて交付するものとする。

(平20規則28・一部改正)

(日中一時支援の利用)

第6条 利用者は、第15条の規定により指定の決定を受けた事業所を運営する事業者(以下「指定事業者」という。)に直接依頼をし、利用者証を提示することにより、日中一時支援を利用することができる。

(平21規則22・一部改正)

(利用助成金の支給)

第7条 市長は、前条の規定により日中一時支援を利用した者に対し、利用助成金として別表に掲げる支給額又は実際に要した費用の額のうちいずれか少ない方の額を支給する。

(平24規則26・一部改正)

(代理受領)

第8条 利用者は、前条に規定する利用助成金の支給については、指定事業者に代理受領させることができる。

(平21規則22・一部改正)

(変更の届出)

第9条 利用者は、第4条の規定により申請した事項に変更を生じたときは、浦安市障がい者等日中一時支援事業利用申請事項変更届(別記第4号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(平20規則28・一部改正)

(辞退の届出)

第10条 利用者が転出、死亡その他の事由により日中一時支援を必要としなくなったときは、浦安市障がい者等日中一時支援利用辞退届(別記第5号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(平20規則28・一部改正)

(利用決定の取消し及び利用助成金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により利用の決定を受け、又は利用助成金の支給を受けた者がいるときは、当該利用の決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により利用の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利用助成金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(日中一時支援の利用の制限)

第12条 利用者は、障害福祉サービス、法第77条に規定する地域生活支援事業又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第1項に規定する障害児通所支援を利用している時間帯については、日中一時支援を利用することができない。

(平25規則36・一部改正)

(指定対象事業所)

第13条 日中一時支援の提供を行う事業所としての指定(以下「事業所指定」という。)を受けることができる事業所は、次のいずれにも該当する事業所とする。

(1) 当該施設を同時に利用する人数(法第5条第8項に規定する短期入所を提供する施設が併設されているときは、当該施設の利用者数を含む。以下「同時利用者数」という。)に応じて、日中一時支援の提供に当たる従業者を、次に掲げる区分に応じ次に定める数以上配置していること。

ア 同時利用者数が15人以下の場合 2人

イ 同時利用者数が15人を超える場合 同時利用者数から15を減じた数を5で除した数(1未満の端数がある場合には、その端数は、1とする。)に2を加えた人数

(2) 専ら日中一時支援を提供する職務に従事する常勤の管理者を配置していること。ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(3) 施設及び設備が利用者の保健、衛生及び安全について十分配慮されていること。

(平21規則22・追加)

(指定申請)

第14条 事業所指定を受けようとする事業者は、浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定申請書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業者の定款等及び法人の登記事項証明書

- (2) 事業所の管理者の履歴書
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 事業所の職員名簿
- (6) 日中一時支援の提供を行う施設に係る登記事項証明書又は貸借契約書の写し
- (7) 日中一時支援の提供を行う居室の平面図及び写真
- (8) 設備、備品等の一覧表
- (9) その他市長が必要と認める書類

(平21規則22・追加、平25規則36・一部改正)

(指定決定等)

第15条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、事業所指定の可否を決定し、その結果を浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定決定・却下通知書(別記第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

(平21規則22・追加)

(指定変更の届出)

第16条 指定事業者は、第14条の規定により申請した事項に変更を生じたときは、浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定申請事項変更届(別記第8号様式)により、当該変更の内容を証する書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

(平21規則22・追加)

(指定辞退の届出)

第17条 指定事業者は、当該指定を辞退するときは、浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定辞退届(別記第9号様式)により、速やかに市長に届け出なければならない。

(平21規則22・追加)

(指定決定の取消し)

第18条 市長は、事業所指定の決定を受けた事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定の決定を取り消すことができる。

- (1) 第13条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 当該事業所を運営する事業者が、偽りその他不正の手段により事業所指定の決定を受けたとき。
- (3) 当該事業所を運営する事業者が、日中一時支援に関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(平21規則22・追加、平24規則1・一部改正)

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、日中一時支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平21規則22・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成20年3月31日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、平成21年4月1日以後の利用に係る利用助成金について適用し、同日前の利用に係る利用助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月31日規則第25号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月28日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年1月20日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第26号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正

規定は、同年7月9日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第36号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第39号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月28日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第7条)

(平20規則28・平21規則22・平22規則25・平22規則42・平24規則26・平25規則36・平25規則39・平26規則34・一部改正)

| 区分                         |   |                           | 基準額                       | 支給額                               |                   |
|----------------------------|---|---------------------------|---------------------------|-----------------------------------|-------------------|
|                            |   |                           |                           | 市民税課税世帯者                          | 市民税非課税世帯者         |
| 日<br>中<br>一<br>時<br>支<br>援 | 指定短期<br>入所事業<br>所が同一<br>施設内で<br>事業を行<br>う場合 | 障がい支援区分1・2又は障<br>がい児支援区分1 | 1時間につ<br>き480円            | 基準額<br>の100分<br>の90に<br>相当す<br>る額 | 基準額に<br>相当する<br>額 |
|                            |   | 障がい支援区分3・4又は障<br>がい児支援区分2 | 1時間につ<br>き680円            |                                   |                   |
|                            |   | 障がい支援区分5・6又は障<br>がい児支援区分3 | 1時間につ<br>き880円            |                                   |                   |
|                            |   | 上記以外<br>の場合               | 障がい支援区分1・2又は障<br>がい児支援区分1 |                                   |                   |
|                            | 障がい支援区分3・4又は障<br>がい児支援区分2                   | 1時間につ<br>き1,820円          |                           |                                   |                   |
|                            |   | 障がい支援区分5・6又は障<br>がい児支援区分3 | 1時間につ<br>き2,020円          |                                   |                   |
| 送迎サービス                     |   |                           | 片道1回に<br>つき500円           |                                   |                   |

注

1 この表において「市民税課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該

当する利用者をいう。

(1) 障がい者であって、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「政令」という。)第17条第1号又は第2号に掲げる者に該当すること。

(2) 障がい児であって、その保護者が政令第17条第1号から第3号まで又は児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1号若しくは第2号に掲げる者に該当すること。

2 この表において「市民税非課税世帯者」とは、次の各号のいずれかに該当する利用者をいう。

(1) 障がい者であって、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、政令第17条第4号に掲げる者に該当すること。

(2) 障がい児であって、その保護者が政令第17条第4号又は児童福祉法施行令第24条第3号に掲げる者に該当すること。

3 この表において「障がい支援区分1・2」とは、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下「基準等省令」という。)第1条第2号又は第3号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。

4 この表において「障がい児支援区分1」とは、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成18年厚生労働省告示第572号。以下「障がい児区分告示」という。)第3号に定める程度であると市長が認める場合をいう。

5 この表において「障がい支援区分3・4」とは、基準等省令第1条第4号又は第5号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。

6 この表において「障がい児支援区分2」とは、障がい児区分告示第2号に定める程度であると市長が認める場合をいう。

7 この表において「障がい支援区分5・6」とは、基準等省令第1条第6号又は第7号に定める状態にあるものとして法第21条第1項の規定による認定を受けている場合をいう。

8 この表において「障がい児支援区分3」とは、障がい児区分告示第1号に定める程度であると市長が認める場合をいう。

別記第1号様式(第4条)

浦安市障がい者等日中一時支援利用申請書

年 月 日

浦安市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話 ( )

日中一時支援を利用したいので、浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第4条の規定により、次のとおり申請します。

|                    |         |  |            |
|--------------------|---------|--|------------|
| 障がい者<br>又は<br>障がい児 | フリガナ    |  | 生年月日       |
|                    | 氏名      |  | 年 月 日 ( 歳) |
|                    | 住所      |  |            |
|                    | 電話番号    |  |            |
| 障がい児<br>の保護者<br>※1 | フリガナ    |  |            |
|                    | 保護者氏名   |  |            |
|                    | 保護者住所※2 |  |            |
| 認定を受けている障がい        | 身体障がい   | 身体障害者手帳<br>等級(1・2・3・4・5・6)<br>種類(視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・内部障がい)                  |            |
|                    | 知的障がい   | (1) 療育手帳(Ⓐ・Ⓐの1・Ⓐの2・Aの1・Aの2・Bの1・Bの2)<br>(2) その他(診断書・判定・その他 )                |            |
|                    | 精神障がい   | (1) 精神障害者保健福祉手帳(1・2・3)<br>(2) その他(自立支援医療(精神通院)受給者証・年金証書(精神を事由)・診断書・その他( )) |            |
|                    | 難病疾患    | 疾患名( )   |            |
| 備考                 |         |  |            |

注

- ※1欄は、障がい児の場合のみ記入してください。
- ※2欄は、障がい児と住所が異なる場合のみ記入してください。

第2号様式(第5条)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい者等日中一時支援利用決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった日中一時支援の利用について、次のとおり決定・却下したので、浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第5条の規定により通知します。

1 決定

|               |       |
|---------------|-------|
| 利用者番号         |       |
| 障がい者又は障がい児の氏名 |       |
| 有効期間          | から まで |
| 利用者負担上限月額     | 円     |

2 却下

理由

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浦安市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式(第5条)

| 浦安市障がい者等日中一時支援利用者証   |               |       |
|--|---------------|-------|
| 利用者番号  |               |       |
| 障がい者又は障がい児   | フリガナ          |       |
|  | 氏名            |       |
|  | 生年月日          |       |
|  | 住所            |       |
| 保護者氏名  |               |       |
| 決定内容   | 利用者負担<br>上限月額 | 円     |
|  | 有効期間          | から まで |
| 備考   |               |       |
| <p>上記のとおり決定したことを証する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">浦安市長 <span style="float: right;">印</span></p> |               |       |

第4号様式(第9条)

浦安市障がい者等日中一時支援事業利用申請事項変更届

年 月 日

浦安市長 様

届出人 住所  
氏名  
電話 ( )

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった日中一時支援の利用について、次のとおり変更が生じたので、浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第9条の規定により届けます。

|             |       |  |
|-------------|-------|--|
| 障がい者又は障がい児  | 氏名    |  |
|             | 住所    |  |
| 変更のあった事項    | 新     |  |
|             | 旧     |  |
| 上記の変更が発生した日 | 年 月 日 |  |

第5号様式(第10条)

浦安市障がい者等日中一時支援利用辞退届

年 月 日

浦安市長 様

届出人 住所  
氏名  
電話 ( )

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった日中一時支援の利用について、次のとおり辞退するので、浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第10条の規定により届けます。

|            |   |  |
|------------|---|--|
| 障がい者又は障がい児 | 氏名  |  |
|            | 住所  |  |
| 辞退の理由      | 1 障がい者又は障がい児が市外へ転出した。<br>(転出先住所 )<br>2 障がい者又は障がい児が死亡した。<br>3 その他( ) |  |
| 辞退年月日      | 年 月 日   |  |

第6号様式(第14条)

浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定申請書

年 月 日

浦安市長 様

所在地  
申請者 名称  
代表者氏名

日中一時支援の提供を行う事業所としての指定を受けたいので、浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第14条の規定により、次のとおり申請します。

|               |  |    |       |      |  |
|---------------|--|----|-------|------|--|
| 申請者           | フリガナ   |    |       |      |  |
|               | 法人の名称  |    |       |      |  |
|               | 法人の主たる事務所の所在地  |    |       |      |  |
|               | 電話番号   |    |       |      |  |
|               | 法人の種類  |    |       |      |  |
|               | 代表者の職名及び氏名   | 職名 |       | フリガナ |  |
|               |  |    |       | 氏 名  |  |
|               | 代表者の住所   |    |       |      |  |
| 指定を受けようとする事業所 | 事業所の名称   |    |       |      |  |
|               | 事業所の所在地  |    |       |      |  |
|               | 電話番号   |    |       |      |  |
|               | 管理者の職名及び氏名   | 職名 |       | フリガナ |  |
|               |  |    |       | 氏 名  |  |
|               | 営業日  |    |       | 営業時間 |  |
|               | 定員   |    | 居室の面積 |      |  |
| 添付書類          | (1) 事業者の定款等及び法人の登記事項証明書<br>(2) 事業所の管理者の履歴書<br>(3) 事業計画書<br>(4) 収支予算書<br>(5) 事業所の職員名簿<br>(6) 施設に係る登記事項証明書又は貸借契約書の写し<br>(7) 居室の平面図及び写真<br>(8) 設備、備品等の一覧表 |    |       |      |  |

第7号様式(第15条)

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった日中一時支援の提供を行う事業所としての指定について、浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第15条の規定により次のとおり決定・却下をしたので、通知します。

1 決定

|               |               |  |
|---------------|---------------|--|
| 申請者           | 法人の名称         |  |
|               | 法人の主たる事務所の所在地 |  |
| 指定を受けようとする事業所 | 名称            |  |
|               | 所在地           |  |

2 却下

|    |  |
|----|--|
| 理由 |  |
|----|--|

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浦安市長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として(訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第8号様式(第16条)

浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定申請事項変更届

年 月 日

浦安市長 様

所在地  
届出者 名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった日中一時支援の提供を行う事業所としての指定について、次のとおり変更が生じたので、浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第16条の規定により届け出ます。

|               |     |       |
|---------------|-----|-------|
| 事業所           | 名称  |       |
|               | 所在地 |       |
| 変更のあった事項      | 新   |       |
|               | 旧   |       |
| 上記の変更が発生した年月日 |     | 年 月 日 |

注 変更の内容を証明する書類を添付してください。

第9号様式(第17条)

浦安市障がい者等日中一時支援事業所指定辞退届

年 月 日

浦安市長 様

所在地  
届出者 名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった日中一時支援の提供を行う事業所としての指定について、次のとおり辞退するので、浦安市障がい者等日中一時支援事業の実施に関する規則第17条の規定により届け出ます。

|       |       |  |
|-------|-------|--|
| 事業所   | 名称    |  |
|       | 所在地   |  |
| 辞退の理由 |       |  |
| 辞退年月日 | 年 月 日 |  |